

最高裁判所(第一小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 更正をすべき理由がない旨の通知処分
取消請求上告受理事件

国側当事者・国

令和6年3月28日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年8月30日判決、本資料273号・順号13876)

(第一審・新潟地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年12月14日判決、本資料272号・順号13787)

決 定

申立人	甲
相手方	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	矢野 由夏

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和6年3月28日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 宮川 美津子

裁判官 深山 卓也

裁判官 安浪 亮介

裁判官 岡 正晶

裁判官 堺 徹